

小松島市企業ガイドブック掲載企業募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小松島市企業ガイドブック（以下「ガイドブック」という。）に掲載する企業（個人事業者を含む。以下同じ。）の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載要件)

第2条 小松島市内に主たる事業所や生産拠点を置き、過去3年間に採用実績のある企業や、今後、新規職員の採用に積極的な企業とする。

2 次の各号のいずれかに該当する業種、事業者等は、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の企業
- (4) 社会問題を起こしている業種、企業等
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が関与すると認められるもの
- (6) 市税等の滞納がある企業

(ガイドブックの概要)

第3条 ガイドブックの企業情報は、1社につき1ページとし、掲載内容については、「写真（イラスト含む5点以内）」、「会社紹介（一言PR含む）」、「会社概要」、「先輩からの一言」、「採用情報」などとする。

2 A4サイズ、フルカラー印刷で作成するものとする。

3 掲載企業については、50社程度とする。

4 掲載料については、当該年度につき1社あたり10,000円とする。

5 完成したガイドブックについては、ハローワークや市内外の高校、大学等に配布するものとする。

(申込方法)

第4条 ガイドブックへの掲載を希望する企業（以下「掲載希望企業」という。）は、市長が定める期日までに掲載申込書（様式1）及び承諾書（様式2）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込みを受けたときは、掲載要件に該当するかどうかを調査し、要件に該当しないときは、掲載希望企業にその旨を通知するものとする。

3 市長は、応募が多く、掲載できない場合、掲載希望企業に対し、速やかに文書で通知するものとする。

(免責事項)

第5条 ガイドブックの利用に当たって、掲載企業及び利用者に損害が生じた場合、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月21日から施行する。